

## 春日井保護区保護司会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、保護司会の活動を推進し、犯罪のない明るい社会を築くため、春日井保護区保護司会（以下「保護司会」という。）が行う事業に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 保護司の職務に関する必要な資料及び情報の収集
- (2) 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
- (3) 保護司の職務に関する研修
- (4) 保護司の人材確保の促進に関する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉に資する事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、備品購入費及び負担金
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、1,000,000円を限度とする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の4月30日とする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、保護司会の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に事業報告書及び収支決算書を添えて、すべての補助事業の完了の日から20日以内に市長に提出しなければならない。

(検査等)

第8条 市長は、保護司会に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(書類の提出部数)

第9条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。